

国立大学法人の組織及び運営に関する制度の概要について

平成26年12月15日
高等教育局国立大学法人支援課



国立大学の役割

- 1) **世界最高水準の研究・教育の実施**
- 2) **大規模基礎研究や先導的・実験的な教育・研究の実施**
- 3) **需要は必ずしも多くないが重要な学問分野の継承・発展**
- 4) **全国的な高等教育の機会均等の確保**
- 5) **地域の活性化への貢献**
- 6) **計画的な人材養成等への対応**

独立行政法人と国立大学法人

○国立大学法人は、独立行政法人通則法の規定を準用(第35条)しつつも、国立大学固有の特性(大学の自治等)を踏まえ、以下の点について独立行政法人とは異なる制度設計

	国立大学	独立行政法人
名称	● 「国立大学法人〇〇大学」(第2条)	● 個別法で「独立行政法人〇〇」と規定
運営組織	● 基本的な運営組織: 役員会(第11条)、経営協議会(第20条)、教育研究評議会(第21条)	● 法人の運営組織は、原則として各法人の裁量
長の任命	● 学長は、経営協議会の学外委員と教育研究評議会の代表者(各同数)からなる「学長選考会議」の選考に基づき、文部科学大臣が任命(第12条)	● 主務大臣が法人の長を任命
長の解任	● 学長の解任は、「学長選考会議」(半数が学外者)の申出により、文部科学大臣が実施(第17条)	● 主務大臣が、法人の長を解任
中期目標	● 中期目標は、文部科学大臣が各大学の意見に配慮し策定 ● 中期目標期間: 6年 ● 中期目標の記載事項として、「自己評価や情報発信に関する事項」を義務化(第30条)	● 主務大臣が中期目標を策定・指示 ● 中期目標期間: 3~5年
評価	● 「国立大学法人評価委員会」が、大学評価・学位授与機構の行う教育研究の評価結果を尊重し、経営面を含め総合的に各法人の評価を実施(第9条、準用通則法第31~35条)	● 独立行政法人評価委員会が評価
その他	● 業務運営における自主性及び教育研究の特性に常に配慮(第3条等)	● 業務運営における自主性への配慮

学問の自由・大学の自治①

○ 日本国憲法

第23条 学問の自由はこれを保障する。

※東京大学ポポロ事件判決（昭和38年5月22日最高裁判決）

「大学における学問の自由を保障するために、伝統的に大学の自治が認められている。この自治は、大学の教授その他の研究者の人事について認められ、大学の学長、教授その他の研究者が大学の自主的決定に基づいて選任される。また、大学の施設と学生の管理についてもある程度で認められ、これらについてある程度で大学に自主的な秩序維持機能が認められている。」

○ 教育基本法

第7条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

○ 国立大学における「大学の自治」に関する考え方

国立大学においては、「大学の自治」について、①学長、教員等大学の教育研究に携わる者の人事は、大学の自主的決定に委ねられること、②大学の教育研究は、大学が自主的に決定した方針に基づいて行われるべきであることが、その主要な点として伝統的に認められてきている。

学問の自由・大学の自治②

○国立大学法人法

第3条 国は、この法律の運用に当たっては、国立大学及び大学共同利用機関における教育研究の特性に常に配慮しなければならない。

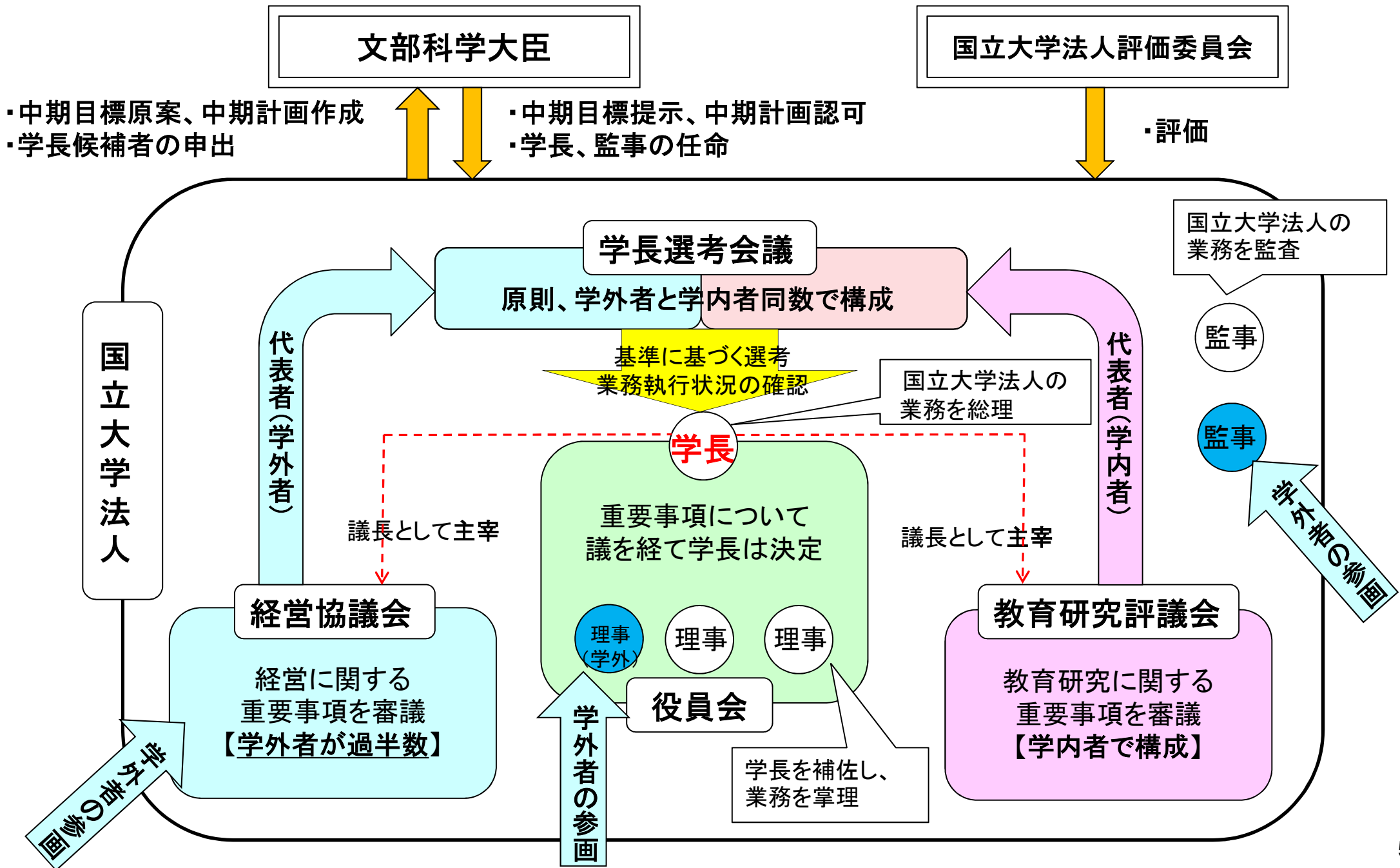
<文部科学大臣答弁(平成15年4月16日 衆・文部科学委員会)>

大学の自治、これは憲法23条に保障されました学問の自由の精神に由来するものでありまして、教育研究の機能を持つ大学の自主性を尊重する制度と慣行であると理解されておりまして、これは当然ながら十分に尊重するというところでございます。その内容を国立大学について見ますと、一つは、大学の教育研究に携わる者の人事というものは大学の自主的な決定にゆだねられる、二つ目には、大学の教育研究は大学が自主的に決定した方針に基づいて行われるべきということでございまして、それらが主要な点として学問の自由が守られ、なおかつそれが大学の自治ということにつながっていくというふうに考えております。

<政府参考人答弁(平成15年6月5日 参・文教科学委員会)>

(前略)大学の自治は、先ほど来議論になっておりますように、教育研究に対する大学の自主性を尊重する制度と慣行でございまして、これらにつきましては、教育研究に直接責任を負う教員の組織が教育研究に関する大学の自主的決定の基盤となる限り多様な大学の自治の仕組みを考えることが可能ではないかと考えておりまして、今回の法人化は、大学の自主性、自律性が大幅に拡大するものであるということとともに、学長の選考を各大学に置かれる学長選考会議で行うことや、中期目標の作成に当たって大学の意見に配慮する仕組みを導入しているということから前述の意味での大学の自治を損なうものではないと、こう認識をしておる次第でございます。

国立大学法人におけるガバナンスに係る組織のあらまし



学長①

○国立大学法人における学長の役割

- ・学長は、学校教育法に規定する学長としての職務(学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する)を行うとともに、国立大学法人を代表し、その業務を総理する。
 - ⇒国立大学法人の学長は、「教育研究」「経営」双方について最終的な判断を行う権限と責任を有する。
 - ⇒①教育研究を活性化し、強力なリーダーシップを発揮して効果的な大学改革を進める観点、②教学と経営の一体的な合意形成という要請から、法人化前の実態を踏まえ、制度設計されたもの。
- ・学長は、国立大学法人の教職員の任命権を有する。
- ・学長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、学長選考会議の議を経て、各国立大学法人の規則で定める。学長は再任が可能(規則において再任不可とすることも可能)。
- ・学長は、経営協議会・教育研究評議会の議長として、会議を主宰する。
 - ⇒「主宰」とは、①会議の招集、②議事の整理、③議案の発議など、その機関の運行について必要な一切の処置をとる権限があることを意味する。

学長②

○学長選考会議の趣旨と構成

- ・学長の任命は、国立大学法人の申出に基づいて、文部科学大臣が行う。
- ・当該申出は、学長選考会議の選考により行う。
- ・学長選考会議は、①学外委員から経営協議会において選出された者、②教育研究評議会において選出された者それぞれ各同数をもって構成される。

⇒法人化前の学長は、学内者のみにより構成される「評議会」において選出され、文部科学大臣が任命。

⇒①法人化前に引き続き、大学の自主性・自律性を尊重する必要、②国立大学が、国民や社会に対する説明責任を重視した、社会に開かれた大学を目指すこと、③法人化に伴い、学長について、経営・教学双方の最終責任者として、強いリーダーシップと経営手腕の発揮が求められるようになったことを踏まえ、学内のほか社会の意見を学長選考に反映させる仕組みとして、設計。

⇒大学の自主性を尊重しつつ、「経営」に責任を持つ法人の長としての役割と「教学」の長としての学長の役割を等しく重視する観点から、経営協議会からの選出者と教育研究評議会からの選出者を各同数として構成するものとして設計がされている。

学長③

○学長選考会議における現職学長・理事の関与

- ・学長選考会議の定めるところにより、学長又は理事を学長選考会議の委員に加えることができる(ただし、委員総数の3分の1を超えてはならない)。

⇒制度上、現学長が学長候補者となり得ないことがあるといったことを考慮し、各国立大学の多様な判断や選択を可能にする柔軟な枠組みとして、大学の裁量を確保する観点から位置づけられたもの。

<附帯決議(平成15年7月8日 参・文教科学委員会)>

四 学長選考会議の構成については、公正性・透明性を確保し、特に現学長が委員になることについては、制度の趣旨に照らし、厳格に運用すること。

<文部科学副大臣答弁(平成15年7月8日 参・文教科学委員会)>

(前略)学長選考会議に学長が加わることができるのは、例えば各国立大学法人の規定等で再任が認められておらず、現在の学長が学長候補とならない場合に限られるということが望ましいわけでございます。

- ・学長選考会議に議長を置き、委員の互選で選出。議長は学長選考会議を「主宰」。
- ・学長選考会議の議事の手続その他学長選考会議に必要な事項は、議長が学長選考会議に諮って定める。

学長④

○学長の要件と具体的選考

学長選考会議のより一層の主体性発揮を促す観点から、また、学長の選考手続が大学のミッションに照らして適切に行われたかどうか社会に知らしめることにより、社会からの信頼と支援の好循環を確立する観点から、国立大学法人法を改正。

- ・学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、学長選考会議が定める基準により、行わなければならない。
- ・国立大学法人は、学長選考結果・理由・過程、当該「基準」を公表しなければならない。
 - ⇒法令上、国立大学法人の学長に企業経営の経験者などが就くことをア priori に排除しているものではなく、大学において適切かつ効果的に教育研究活動を実施するためのマネジメント能力を求めている。
 - ⇒「学長選考会議が定める基準」は、各国立大学法人がそのミッションを踏まえ、自主的に定めるもの。当該基準には「学長に求められる資質・能力」、「学長の選考の手続・方法」に関する具体的な事項が盛り込まれることが想定される。
 - ⇒いわゆる意向投票を行うことは禁止されないが、投票結果をそのまま反映させるなど過度に学内の意見に偏るような選考方法は適切でないと考えられる。

学長⑤

○学長の解任

- ・文部科学大臣は、①心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき、②職務上の義務違反があるときのほか、③職務の執行が適当でないため国立大学法人の業務が悪化した場合であって、引き続き職務を行わせることが適当でないと認めるときは、学長選考会議の申出により、学長を解任することができる。

⇒学長の解任は法律に定めた要件に限定する趣旨。業績の一時的な悪化やわずかな悪化を直ちに解任事由とすることは、国立大学法人の運営を学長の自主的な判断に委ねた趣旨に反することから、独立行政法人と同様の考え方で定められている。

※運用の改善

国立大学法人の改正にあわせ、施行通知において、多様なステークホルダーの参画、学外委員が積極的に議事に参画できる出席日程の設定、欠席した委員に対するフォロー等の運用の改善を周知。また、学長選考会議が、選考した学長の業務執行の状況について、恒常的に確認を行う必要があることを周知。【資料2「施行通知」参照】

理事

○理事の職務等

- ・理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して国立大学法人の業務を掌理する。
また、学長に事故あるときはその職務を代理し、学長が欠員の時はその職務を行う。
- ・理事の員数は、国立大学法人法において規定(大学の規模等に応じて2名から7名)。
- ・理事は「人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者」のうちから学長が任命する。
 - ⇒ 理事は法人化により拡大する学長の経営責任に対応して、十分な経営体制を整えるという観点から置かれるもの。
 - ⇒ 学長が「教学」「経営」双方の長であることから、理事は「教育研究」「経営」双方について学長を補佐し、業務を掌理することができる。
- ・理事の任期は6年を超えない範囲(学長の任期の末日以前まで)で学長が定める。
- ・学長が理事を任命するに当たっては、現に当該国立大学法人の役職員でない者が含まれるようにしなければならない(学外役員制度)。
 - ⇒ ① 国民や社会に対する説明責任の重視、② 意思決定プロセスの透明性の確保、③ 適正な意思決定の担保といった観点から、学外者を理事として登用することで 学外の有識者の知見を大学運営に直接反映させることを狙いとしている。

役員会

○役員会の役割

- ・役員会は、学長及び理事で構成。
- ・学長は、
 - ①中期目標についての意見及び年度計画に関する事項
 - ②国立大学法人法により文部科学大臣の認可又は承認をうけなければならない事項
 - ③予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
 - ④当該国立大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
 - ⑤その他役員会が定める重要事項

について決定しようとするときは、役員会の議を経なければならない。

⇒独立行政法人制度では「役員会」制度は置かれてないが、国立大学法人については、①規模が相対的に大きいこと、②経営協議会と教育研究評議会両者の審議を踏まえ、国立大学法人内のコンセンサスを形成する仕組みが必要なこと、③国立大学の果たす役割を踏まえ、経営上の意思決定を行うに当たっては、多角的な観点を踏まえた適切な判断が必要であることから、設けられたもの。

監事①

○監事の役割

- ・監事は、文部科学大臣が任命する。

<附帯決議(平成15年7月8日 参・文教科学委員会)>

三 (前略)監事の任命に当たっては、大学の意向を反映するように配慮すること。

- ・監事は、国立大学法人の業務を監査する。
- ・監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、学長又は文部科学大臣に意見を提出することができる。

⇒監事の監査の対象は「国立大学法人の業務」全般であり、単に財務や会計の状況だけでなく、教育研究や社会貢献の状況、学長の選考方法や大学内部の意思決定システムをはじめとした大学ガバナンス体制等についても監査を行うことが求められるが、実際の監査に当たっては、大学における教育研究の特殊性に鑑み基本的には各教員による教育研究の個々の内容は直接の対象としないことが適当である。

⇒監事は、その職務の性格上、大学の運営に職務として直接携わることはできない。

監事②

※監事の機能強化

監事の機能強化等による法人内部のガバナンス強化を図る観点から、独立行政法人通則法の改正にあわせて、国立大学法人法を改正。

- ・監事は監査報告を作成しなければならない。
- ・監事は、いつでも、役員(監事を除く。)及び職員に対して、事務及び事業の報告を求め、又は国立大学法人の業務及び財産の調査をすることができる。
- ・監事は、国立大学法人が、国立大学法人法等の規定による認可等に係る書類を文部科学大臣に提出しようとするときは、これらの書類を調査しなければならない。
- ・監事は、役員(監事を除く。)が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあるとき、又は法令に違反する事実、著しく不正な事実があると認めるときは、その旨を、学長・文部科学大臣に報告しなければならない。
- ・監事の任期を2年から、4年以内に終了する事業年度のうち、最後の事業年度に関する財務諸表の文部科学大臣による承認の時まで延長する。

⇒国立大学法人は、監事の業務が円滑に行われるよう、監事に対して十分な情報提供を行うとともに、適切な予算・人員面の手当を図ることが求められる。

国立大学法人の内部組織について

○国立大学法人の内部組織

独立行政法人制度において、その内部組織はその長が裁量により設置改廃を決定する。

一方、各国立大学法人の組織についても、各国立大学の自律的な運営を確保する観点から、可能な限りその裁量に委ねることを原則としているが、

- ・その規模、業務の複雑性
- ・教育研究に関する自主性の尊重
- ・学外の有識者の意見を運営に反映させる必要性
- ・社会に対する説明責任を果たす必要性

等に鑑み、役員会、経営協議会及び教育研究評議会については、国立大学法人法上、規定されたところ。

ただし、法律に定められた組織以外（例えば部局長会議）については、各国立大学法人の判断のもと、その設置改廃等が可能であり、学長が適切にリーダーシップを発揮しつつ、内部組織の設計・運営に当たることが求められる。

経営協議会①

○経営協議会の位置づけ

国立大学法人において、社会や地域のニーズを適格に反映した運営がより強く求められている状況を踏まえ、国立大学法人法を改正し、学外委員を過半数化。

- ・経営協議会は、国立大学法人の経営に関する重要事項を審議する。
 - ⇒法人化に伴う組織・人事面、財務面における裁量の拡大に対応して、各国立大学がその裁量を効果的に活用するため、経営について専門性を有する学外の知見を積極的に活用するなど経営基盤の強化を目的として、設けられたもの。
 - ⇒経営協議会は審議機関であり、国立大学法人の運営についての最終的な責任と権限は学長が有している。
 - ⇒経営協議会は学長のチェックを目的とした組織ではないが、学長がリーダーシップを発揮しつつ、適切な意思決定を行う上で、その審議を通じ重要な役割を果たす。
- ・経営協議会は、①学長、②学長の指名する理事及び職員、③役員及び職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの(学外委員)から構成される。
- ・経営協議会の委員の過半数は、学外委員でなければならない。

経営協議会②

○経営協議会の審議内容と運営

・経営協議会は、以下の事項を審議する。

- ①中期目標についての意見に関する事項のうち、経営に関するもの
- ②中期計画及び年度計画に関する事項のうち、経営に関するもの
- ③学則(経営に関する部分)、会計規程、役職員の給与等の基準など経営に係る重要な規則の制定・改廃に関する事項
- ④予算の作成及び執行、決算に関する事項
- ⑤組織及び運営の状況について自ら行う点検・評価に関する事項
- ⑥その他国立大学法人の経営に関する重要事項

・学長は、経営協議会の議長として、会議を主宰する。(再掲)

※運用の改善

国立大学法人法の改正にあわせ、施行通知において、大学の実情を踏まえた適切な学外委員の選任、経営協議会の場にとどまらない学外委員への積極的な情報提供、多くの学外委員が出席可能となる会議日程の設定、欠席した学外委員に対するフォロー、議事概要の公表その他の適切な情報公開など、経営協議会の運用改善について周知。

【資料2「施行通知」参照】

教育研究評議会①

○教育研究評議会の位置づけと運営

- ・教育研究評議会は、国立大学の教育研究に関する重要事項を審議する。
 - ⇒学長の意思決定を適切に支えるために、大学の教育研究を直接担当する者の意見を教学面の方針に反映させる仕組みとして設計。
 - ⇒教育研究評議会は審議機関であり、国立大学法人の運営についての最終的な責任と権限は学長が有している。
 - ⇒教育研究評議会は学長のチェックを目的とした組織ではないが、学長がリーダーシップを発揮しつつ、適切な意思決定を行う上で、その審議を通じ重要な役割を果たす。
- ・教育研究評議会は、①学長、②学長が指名する理事、③学部等教育研究上重要な組織の長のうち、教育研究評議会が定める者、④その他教育研究評議会が定めるところにより学長が指名する職員（副学長、研究所長、学部代表の教授、附属図書館長、事務局長など）から構成される。
- ・学校教育法第92条第2項の規定に基づき、教育研究に関する重要事項に関する校務をつかさどる副学長のうち学長が指名する者は、評議員となる。
- ・学長は、教育研究評議会の議長として、会議を主宰する。（再掲）

教育研究評議会②

○教育研究評議会の審議内容

・教育研究評議会は、以下の事項を審議する。

- ①中期目標についての意見に関する事項のうち、経営に関する事項を除くもの
- ②中期計画及び年度計画に関する事項のうち、経営に関する事項を除くもの
- ③学則(経営に関する部分を除く)その他の教育研究に係る重要な規則の制定・改廃に関する事項
- ④教員人事に関する事項
- ⑤教育課程の編成に関する方針に係る事項
- ⑥学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- ⑦学生の入学、卒業又は課程修了その他学生の在籍・学位の授与に関する方針に関する事項
- ⑧教育及び研究の状況について自ら行う点検・評価に関する事項
- ⑨その他国立大学の教育研究に関する重要事項

⇒教員の人事については、当該大学の教育研究目標など全学的な幅広い視野を踏まえた上で、専門性に鑑みた選考が行われることが必要。このため、[教員採用についての全学的な方針、基準、手続等については教育研究評議会において審議](#)。一方、教員のポストの配置に関する事項は経営協議会が審議。

⇒[学内の人事については学長の責任と権限の下で行われるもの](#)であり、実際の教員採用は、経営協議会と教育研究評議会の審議を踏まえ、学長が定める規則に従って、学長が行う。

教育研究評議会と経営協議会・教授会との関係

○教育研究評議会と経営協議会の関係

法律上、教育研究評議会と経営協議会の審議事項は明確に区別されているが、実際には経営面と教育研究面の双方にまたがる事項も存在するところであり、こうした事項については、両審議機関の議長である学長が双方の議論の内容をつないでいくことが求められる。

また、中央教育審議会大学分科会審議まとめにおいては、同じ案件がそれぞれの機関に提示され、別々に審議が行われている実態も指摘されているところであり、法令上、各機関が審議すべきとされている事項に絞って適切な審議が行われるよう運営することが必要。

○教育研究評議会と教授会の関係

教授会は、学校教育法第93条に基づいて、主として、国立大学の学部・研究科等、各部署ごとに置かれるものであり、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長がつかさどる教育研究に関する事項について審議を行うこと等を役割とする機関。

一方、教育研究評議会は、国立大学法人法第21条に基づいて、各国立大学法人に置かれるものであり、国立大学の教育研究に関する重要事項について、全学的な観点から、審議を行うことを役割とする機関。

こうした役割分担にふさわしい審議事項等の精選を行うことが引き続き求められている。 20

參考資料

国立大学の種類・規模

H25. 4. 1現在

86大学

総合 47	7学部以上	20			
	6学部	4	〔山形、静岡、香川、愛媛〕		
	5学部	9	〔弘前、茨城、埼玉、岐阜、三重、島根、徳島、高知、佐賀〕		
	4学部	9	〔岩手、宇都宮、群馬、横国、山梨、和歌山、鳥取、大分、宮崎〕		
	3学部	3	〔秋田、※金沢、福井〕		
	2学部	2	〔※福島、滋賀〕		
	その他 39	専門 33	教員養成系	11	〔北海道教育、宮城教育、東京学芸、上越教育、愛知教育、京都教育、大阪教育、兵庫教育、奈良教育、鳴門教育、福岡教育〕
			工学	10	〔室蘭工業、北見工業、東京農工②、東京工業③、電気通信、長岡技術科学、名古屋工業、豊橋技術科学、京都工芸繊維、九州工業②〕
			医学	4	〔旭川医科、東京医科歯科②、浜松医科、滋賀医科〕
			社会	2	〔小樽商科、一橋④〕
外国語			1	〔東京外国語②〕	
芸術			1	〔東京芸術②〕	
体育			1	〔鹿屋体育〕	
海洋			1	〔東京海洋②〕	
畜産			1	〔帯広畜産〕	
障害			1	〔筑波技術②〕	
女子大学		2	〔お茶の水③、奈良女子③〕		
大学院大学	4	〔政策研究、総合研究、北陸先端科学技術、奈良先端科学技術〕			

・ ※は学群等制度を持つ大学
 ・ ○の中の数字は学部数
 ・ 赤字は医学部を持つ大学

国立大学法人化の経緯

- **平成9年12月 行政改革会議「最終報告」**

（国立大学の法人化について）大学の自主性を尊重しつつ、研究・教育の質的向上を図るという長期的な視野に立った検討を行うべきである。

- **平成11年4月 閣議決定**

国立大学の独立行政法人化については、大学の自主性を尊重しつつ大学改革の一環として検討し、平成15年までに結論を得る。

- **平成14年3月 調査検討会議**

新しい「国立大学法人」像について最終報告。

- **平成14年6月 閣議決定**

国立大学の法人化・・・を平成16年度を目途に開始する。

- **平成15年7月 国立大学法人法成立**

- **平成16年4月 国立大学法人化**

国立大学法人化以降の流れ

国立大学法人スタート

《国立大学法人化の意義》

- ・自律的・自主的な環境の下での国立大学活性化
- ・優れた教育や特色ある研究に向けてより積極的な取組を推進
- ・より個性豊かな魅力ある国立大学を実現

※大学共同利用機関法人も同時にスタート

第1期中期目標期間 (平成16～21年度)

新たな法人制度
の「始動期」

第2期中期目標期間 (平成22～27年度)

法人化の長所を生かした改革を本格化

今後の国立大学の機能強化に向けて
の考え方 (平成25年6月)

国立大学を取り巻く環境の変化

- ・グローバル化
- ・少子高齢化の進展
- ・新興国の台頭などによる競争激化
など

改革加速期間

グローバル化
イノベーション機能強化
人事・給与システムの弾力化

ミッションの再定義

国立大学改革プラン

自主的・自律的な改善・
発展を促す仕組みの構築

第3期中期目標期間 (平成28年度～)

持続的な“競争力”を持ち、
高い付加価値
を生み出す国立
大学へ

平成16年度
(2004年4月)

平成22年度
(2010年4月)

平成25年度
(2013年4月)

平成28年度
(2016年4月)

国立大学改革に関するこれまでの主な動き

平成24年度

- 国立大学改革強化推進事業スタート
- **大学改革実行プラン**
- 「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」答申
- 「ミッションの再定義」 開始

平成25年度

- 教育再生実行会議第三次提言
- **教育振興基本計画、日本再興戦略**
- 今後の国立大学の機能強化に向けての考え方
- 教育再生実行会議第四次提言

平成26年度

- **国立大学改革プラン**
- **日本再興戦略(改訂)、骨太の方針、科学技術イノベーション総合戦略**
- **今後の国立大学の機能強化に向けての考え方 (改訂)**

国立大学改革プラン(概要)

第3期中期目標期間（平成28年度～）には、各大学の強み・特色を最大限に生かし、自ら改善・発展する仕組みを構築することにより、持続的な「競争力」を持ち、高い付加価値を生み出す国立大学へ

改革加速期間中の機能強化の視点

- ✓ 強み・特色の重点化
- ✓ グローバル化
- ✓ イノベーション創出
- ✓ 人材養成機能の強化

自主的・自律的な改善・発展を促す仕組みの構築

- 第3期における 国立大学法人運営費交付金や評価の在り方 については、平成27年度までに検討し、抜本的に見直し
- 改革加速期間中（平成25～27年度）の取組の成果をもとに、
 - 各大学が強みや特色、社会経済の変化や学術研究の進展を踏まえて、教育研究組織や学内資源配分を恒常的に見直す環境を国立大学法人運営費交付金の配分方法等において生み出す
 - 新たな 改革の実現状況を、その取組に応じた方法で可視化・チェックし、その結果を予算配分に反映させるPDCAサイクルを確立する

学長のリーダーシップにより強み・特色を盛り込んだ中期目標・中期計画に基づき、組織再編、資源配分を最適化

各大学の機能強化の方向性

世界最高の教育研究の展開拠点

- 優秀な教員が競い合い人材育成を行う世界トップレベルの教育研究拠点
- 大学を拠点とした最先端の研究成果の実用化によるイノベーションの創出

全国的な教育研究拠点

- 大学や学部の枠を越えた連携による日本トップの研究拠点
- 世界に開かれた教育拠点
- アジアをリードする技術者、経営者養成

地域活性化の中核的拠点

- 地域のニーズに応じた人材育成拠点
- 地域社会のシンクタンクとして様々な課題を解決する「地域活性化機関」

当面の目標

- ◆ 第3期には、教育研究組織や学内資源配分について恒常的に見直しを行う環境を生み出す
- ◆ 第3期には、国内外の優秀な人材の活用により教育研究の活性化につながる人事・給与システムに
- ◆ 学長がリーダーシップを発揮し、各大学の特色を一層伸長するガバナンスを構築
- ◆ 2020年までに、日本人海外留学者数、外国人留学生の受入数を倍増
- ◆ 今後10年間で世界大学ランキングトップ100に我が国の大学10校以上を目指す
- ◆ 今後10年で20以上の大学発新産業を創出

国立大学改革プラン 改革加速期間中(平成25~27年度)の国立大学の機能強化の取組

ミッションの再定義

各大学と文部科学省が意見交換を行い、研究水準、教育成果、産学連携等の客観的データに基づき、各大学の強み・特色・社会的役割を整理・公表

社会の変化に対応できる教育研究組織づくり

- 機能強化のための改革の取組(組織再編、予算、人材や施設・スペース等の資源再配分)を国立大学法人運営費交付金等により重点支援
- 各大学の改革の取組を第2期中期計画に反映
- 各大学の取組への配分及び影響額を3~4割に

グローバル化

国際水準の教育研究の展開 積極的な留学生支援

- 海外大学のユニット招致、国際共同大学院の創設、外国人教員の積極採用、英語による授業拡大等の国際化を断行する大学を重点支援
- 日本人学生等の海外留学を支援する官民が協力した新たな制度の創設
- 重点地域等を設定し、外国人留学生を戦略的に受入れ
- 海外拠点を活用した現地選抜、渡日前入学許可を促進する仕組みの構築

イノベーション創出

大学発ベンチャー支援 理工系人材の戦略的育成

- 国立大学から大学発ベンチャー支援会社等への出資を可能とする仕組みの創設
- 第185回臨時国会で産業競争力強化法が成立、平成26年4月1日施行
- 理工系人材育成戦略の策定
- 早期の策定に向け最終調整中

人事・給与システムの弾力化

- 国立大学法人運営費交付金の必要額を確保した上で退職手当にかかる配分方法を早期に見直し、競争的資金における間接経費の確保
- 改革の取組への重点支援に際して、年俸制等の導入を条件化、適切な業績評価体制の確立
- シニア教員から若手・外国人へのポスト振り替えを積極支援
- 1万人規模で年俸制・混合給与を導入
- 若手・外国人に対し、1,500人の常勤教員のポストを政策的に確保することを目指す

ガバナンス機能強化

第186回通常国会で、学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律が成立、平成27年4月1日施行

評価の体制強化

国立大学法人評価委員会の評価体制の強化(産業界等大学関係者以外からの委員増等)、先進的取組の積極的発信 等

学長任期の現状(平成26年3月文部科学省調べ)

大学名	再任可否 (内規上)	任期 (1期目)	任期上限	大学名	再任可否 (内規上)	任期 (1期目)	任期上限	大学名	再任可否 (内規上)	任期 (1期目)	任期上限
北海道大学	○	4年	6年	お茶の水女子大学	○	4年	6年	奈良教育大学	○	4年	6年
北海道教育大学	○	4年	8年	電気通信大学	○	4年	6年	奈良女子大学	○	4年	6年
室蘭工業大学	×	6年	6年	一橋大学	○	4年	6年	和歌山大学	○	4年	6年
小樽商科大学	○	4年	6年	横浜国立大学	○	4年	6年	鳥取大学	○	4年	6年
帯広畜産大学	○	4年	8年	新潟大学	○	4年	6年	島根大学	○	3年	6年
旭川医科大学	○	4年	—	長岡技術科学大学	○	4年	6年	岡山大学	○	3年	6年
北見工業大学	○	4年	6年	上越教育大学	○	4年	6年	広島大学	○	4年	8年
弘前大学	○	4年	6年	富山大学	○	4年	8年	山口大学	○	4年	8年
岩手大学	○	3年	6年	金沢大学	○	4年	6年	徳島大学	○	4年	6年
東北大学	×	6年	6年	福井大学	○	3年	6年	鳴門教育大学	○	4年	6年
宮城教育大学	○	4年	6年	山梨大学	○	4年	6年	香川大学	○	4年	6年
秋田大学	○	4年	8年	信州大学	○	4年	6年	愛媛大学	○	3年	9年
山形大学	×	6年	6年	岐阜大学	×	6年	6年	高知大学	○	4年	6年
福島大学	○	4年	6年	静岡大学	○	4年	8年	福岡教育大学	○	4年	6年
茨城大学	○	4年	6年	浜松医科大学	○	4年	6年	九州大学	×	6年	6年
筑波大学	○	4年	6年	名古屋大学	×	6年	6年	九州工業大学	○	4年	6年
筑波技術大学	○	4年	6年	愛知教育大学	×	6年	6年	佐賀大学	○	4年	6年
宇都宮大学	○	3年	—	名古屋工業大学	○	4年	6年	長崎大学	○	3年	—
群馬大学	○	4年	6年	豊橋技術科学大学	○	4年	6年	熊本大学	×	6年	6年
埼玉大学	○	4年	6年	三重大学	×	6年	6年	大分大学	○	4年	6年
千葉大学	○	3年	6年	滋賀大学	○	4年	6年	宮崎大学	○	4年	6年
東京大学	×	6年	6年	滋賀医科大学	×	6年	6年	鹿児島大学	○	3年	6年
東京医科歯科大学	○	3年	6年	京都大学	×	6年	6年	鹿屋体育大学	○	4年	8年
東京外国語大学	○	4年	6年	京都教育大学	○	4年	6年	琉球大学	○	4年	6年
東京学芸大学	○	4年	6年	京都工芸繊維大学	○	3年	6年	政策研究大学院大学	○	4年	6年
東京農工大学	○	4年	6年	大阪大学	○	4年	6年	総合研究大学院大学	○	3年	6年
東京藝術大学	○	6年	—	大阪教育大学	○	4年	6年	北陸先端科学技術大学院大学	×	6年	6年
東京工業大学	○	4年	—	兵庫教育大学	○	3年	6年	奈良先端科学技術大学院大学	×	4年	4年
東京海洋大学	○	3年	6年	神戸大学	○	4年	6年				

学長選考会議の構成員数(平成26年3月文部科学省調べ)

構成員数	大学名
6	小樽商科大学(0)、宮城教育大学(0)、東京農工大学(0)、京都教育大学(0)
7	上越教育大学(1)
8	東京医科歯科大学(0)、東京海洋大学(0)、静岡大学(0)、滋賀大学(0)、奈良教育大学(0)、広島大学(0)
9	帯広畜産大学(3)、岩手大学(1)、福井大学(1)、愛知教育大学(3)、大阪教育大学(1)、奈良女子大学(1)、和歌山大学(1)
10	室蘭工業大学(0)、筑波技術大学(0)、埼玉大学(0)、お茶の水女子大学(0)、新潟大学(0)、長岡技術科学大学(2)、島根大学(0)、愛媛大学(2)、福岡教育大学(0)、九州工業大学(0)、政策研究大学院大学(0)
11	北見工業大学(3)、東京学芸大学(3)、東京工業大学(1)、豊橋技術科学大学(3)、鳴門教育大学(3)、高知大学(3)
12	弘前大学(2)、東北大学(0)、秋田大学(2)、福島大学(2)、茨城大学(0)、群馬大学(4)、東京藝術大学(0)、電気通信大学(0)、横浜国立大学(0)、山梨大学(0)、滋賀医科大学(0)、京都大学(0)、京都工芸繊維大学(2)
13	北海道大学(3)、旭川医科大学(3)、岡山大学(3)、香川大学(1)、大分大学(3)、鹿屋体育大学(3)、奈良先端科学技術大学院大学(3)
14	山形大学(0)、千葉大学(0)、一橋大学(0)、金沢大学(2)、浜松医科大学(4)、三重大学(2)、徳島大学(0)、佐賀大学(0)、長崎大学(2)、鹿児島大学(0)
15	名古屋工業大学(3)、大阪大学(3)
16	北海道教育大学(2)、宇都宮大学(0)、東京大学(0)、兵庫教育大学(0)、神戸大学(0)、山口大学(0)、九州大学(2)、宮崎大学(4)、琉球大学(2)
17	信州大学(1)、鳥取大学(5)、総合研究大学院大学(1)、北陸先端科学技術大学院大学(3)
18	東京外国語大学(2)
20	富山大学(0)、名古屋大学(0)
23	岐阜大学(5)、熊本大学(3)
24	筑波大学(4)

※赤字の大学は、学長選考会議の構成員に現職学長・理事を含む大学。括弧内はその人数。

経営協議会の現状

※経営協議会の現状

- ・各国立大学の経営協議会の委員は、平均して15名程度。
 - ※最小8名(京都教育大学)、最大32名(東北大学)
- ・経営協議会の開催回数は、平均して6回程度。
 - ※最小3回(岐阜大学)、最大10回(大分大学)。

※経営協議会学外委員の参画による運営改善の例

各国立大学法人においては、経営協議会における運用の工夫改善や意見の内容及びその法人運営への反映状況などの情報の公表が図られている。

岩手大学

岩手県や県内経済団体との関係がこれまで以上に密接となり、岩手大学・岩手県・岩手経済同友会が中心となって、地域における課題解決のために産学官連携を推進する新たな組織である「いわて未来づくり機構」の事業の具体化を始め、産学官の連携体制がより強固なものとなり、岩手大学に対する地域の期待が大きく変化した。

長岡技術科学大学院大学

学外委員の意見を踏まえ、「新技術説明会」「技術シーズプレゼンテーション」などの研究成果発表会を開催したり、「技術シーズ集」をホームページで公開し、大学の研究成果を積極的に広く社会に発信するように努め、その結果、本学の産学官連携コーディネーターが企業を訪問して企業ニーズの発掘と大学シーズのマッチングに努め、大学が企業を動かすような取組みが推進されるようになってきている。このような取組の結果発表会等の情報発信を由来とする寄附金、共同研究の受入件数が増加している。

(平成24年度 寄附金:12件<23年度7件>、共同研究:21件<23年度4件>)

岐阜大学

学外委員の意見・提言等により、全学的な視点から経営戦略を策定するための学長直轄の企画立案組織を設置、資金運用の責任・明確化を図るための資金運用方針の改正、地域社会のニーズに対応した教育課程の改組・再編を実施することができた。